

2018年2月

2017年のスチュワードシップ活動に対する自己評価の結果について

当社は、投資先企業の企業価値の向上と持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るため、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。この度、同活動をさらに高めていくため、2017年（1月～12月）における当社のスチュワードシップ活動について自己評価を実施しましたので、その結果について以下のとおり公表します。なお、本自己評価は、2017年5月29日に改訂された日本版スチュワードシップ・コードの指針7-4が求める自己評価に対応したものです。

1. 自己評価の方法

当社のスチュワードシップ活動に係る最高意思決定機関である責任投資委員会のメンバーを対象にアンケートを実施し、その結果を踏まえて同委員会において議論を行いました。利益相反管理に係る事項を中心に、同委員会に対する監視機能を担う責任投資諮問会議のメンバーもアンケート及び議論に加わっています。アンケートの概要については、本資料末尾をご参照ください。

2. 自己評価の結果(全体)

スチュワードシップ活動の自己評価に係るアンケートを行った結果、当社におけるスチュワードシップ活動は適切だったとの回答が全体の9割を占めました。アンケートの結果とアンケートで寄せられたコメントに基づき、責任投資委員会で議論を行った結果、対象期間において、概ね適切なスチュワードシップ活動を行うことができたと評価しております。

一方、当社のスチュワードシップ活動の実効性をさらに高めていくための強化ポイントとして、以下を見出すことができました。

- 関係する部署間の連携を強化し、エンゲージメントの実効性のさらなる向上に努める。
- 責任投資委員会では、エンゲージメントや議決権行使に係る方針・基準の策定・変更や個別性の高い議案の判断等、より重要性の高い事項について議論を深めていくことができるよう、効率的・効果的な運営に努める。
- 情報開示について、より分かり易い内容とするなど、一層の充実に努める。

3. 自己評価の結果(各原則)

日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対応する当社の活動に係る自己評価の結果は、下表のとおりです。

| 原則 | 自己評価の結果 |
|---|---|
| 原則 1 方針の策定と公表 | <p>スチュワードシップ・コードへの当社の対応方針を、責任投資委員会における議論を経て策定し、当社ホームページに公表しました。策定のプロセス及び内容ともに適切だったと評価しています。</p> <p>一方、責任投資委員会の体制・運営をさらに効率的・効果的なものにしていくことが今後の強化ポイントであると認識しています。</p> |
| 原則 2 利益相反の管理 | <p>議決権行使においては、利益相反のおそれがある株主総会議案の類型を明確に定め、対象となる議案については、その旨を明らかにした上で責任投資委員会にて議論を行い、賛否を決定しました。同委員会に対する監視機能を担う責任投資諮問会議は、独立性の高い社外取締役がメンバーの過半数を構成し、利益相反が適切に管理されていることの検証を行いました。また、経営陣も利益相反の管理及び当社のガバナンス強化に十分にコミットしています。当社において、スチュワードシップ活動を推進する際に生じる利益相反を管理するための体制を整備し、適切に管理できていると評価しています。</p> |
| 原則 3 投資先企業の 状況の把握 | <p>当社では、企業のトップマネジメントや IR 担当者等との豊富な面談の機会を通じて、企業調査を行うアナリスト、運用者及び ESG*を中心に調査を行う ESG スペシャリストが投資先企業と対話を行っています。投資先企業の状況について ESG 等の非財務情報を含め適切に把握したうえで、スチュワードシップ活動に取り組むことができたことと評価しています。</p> <p>一方、アナリスト、運用者及び ESG スペシャリストの連携をさらに進める等、部署間の連携や情報共有が今後の強化ポイントであると認識しています。</p> |
| 原則 4 エンゲージメント (投資先企業との 建設的な「目的を 持った対話」) | <p>当社の運用資産の状況を考慮した上で対象企業を選定し、さらに「事業・財務戦略」、「ESG」及び「開示・対話」の中から特に重要な対話のテーマを設定しています。当社では、投資先企業が持続的に成長し価値創造を実現してゆくよう、中長期的視点からエンゲージメントを行っています。加えて、個別のテーマごとに進捗状況を管理し、対象企業に対して継続的に働きかけています。エンゲージメントの実施状況については、責任投資委員会に定期的に報告を行うほか、関係部署間で連携し、投資先企業の評価に係る情報共有を行っています。エンゲージメントについては、概ね適切に行うことができたことと評価しています。</p> <p>一方、関係者間でエンゲージメントに係る基本的なポリシーを改めて共有する、部署間の連携をさらに強化する、といった当社全体としての取り組みの深化が今後の強化ポイントであると認識しています。</p> |

| 原則 | 自己評価の結果 |
|---------------------------|---|
| 原則 5 議決権行使 | <p>議決権行使基準の改定期を春から秋に変更するとともに、その内容をホームページで開示しました。この結果、同基準について投資先企業と対話する機会が増えるとともに、より質の高い議論ができるようになっていきます。</p> <p>責任投資委員会は、同基準の改定において活発な議論を行ったほか、定性判断が必要な個別性の高い議案について、株主価値の視点から賛否の判断を決定しています。また、同基準により判断結果が明らかである議案については、事務局である責任投資調査部が同基準に即して議案判断を行い、判断結果を責任投資委員会に報告しています。議決権行使については、同基準の改定及び議案判断ともに適切に行うことができたことと評価しています。</p> <p>一方、個別性の高い議案の判断に係る議論の質や効率性をさらに高めていくことが今後の強化ポイントであると認識しています。</p> |
| 原則 6 顧客・受益者への報告 | <p>2017年1-3月期の株主総会から、当社のホームページにおいて議決権行使結果の個別開示を開始したほか、11月には議決権行使基準も開示しました。年金基金等のアセットオーナーに対しても、個別の要請に応じた報告を行いました。顧客・受益者に対して適切な報告を行うことができたことと評価しています。</p> <p>一方、より分かりやすい情報開示を行っていくことが今後の強化ポイントであると認識しています。</p> |
| 原則 7 スチュワードシップ活動のための実力 | <p>スチュワードシップ活動のための実力を高めるため、専任部署である責任投資調査部の ESG スペシャリストは、様々な研究会に参加したほか、海外の規制当局と連携する、といった取組みを行いました。また、本自己評価を通じてスチュワードシップ活動に係る PDCA サイクル**を確立しています。実力を高めるために適切な取組みを行うことができたことと評価しています。</p> <p>一方、スチュワードシップ活動に関わる部署間の連携や体制の強化等、当社全体としてのスチュワードシップ活動の実力をさらに高めるための取組みが今後の強化ポイントであると認識しています。</p> |

* 「ESG」とは、Environment（環境）、Social（社会）及び（Corporate）Governance（企業統治）の総称です。

当社は、ESG 課題を、企業が社会的責任や持続性の観点から取り組むべき事項として重要視しています。

** 「PDCA サイクル」とは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返すことで、業務を改善していく手法です。

4. 今後の対応

本自己評価を通じて挙げられた強化ポイントについては、今後、責任投資委員会で議論を深め、スチュワードシップ活動をさらに高めていくよう取組んでゆきます。

以上

【（ご参考）アンケートの概要】

| | |
|------|--|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任投資委員会*メンバー 7名及び同委員会事務局代表 1名 ・ 責任投資諮問会議**メンバー3名（利益相反に係る設問のみ） |
| 実施時期 | ・ 2017年12月 |
| 対象期間 | ・ 2017年1月～12月 |
| 回答方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 記名式 ・ 選択式（4択） ・ コメントを自由記載 |
| 設問 | <p>合計 14 問：日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則 1（方針の策定と公表）： 2 問 ・ 原則 2（利益相反の管理）： 3 問 ・ 原則 3（投資先企業の状況の把握）： 1 問 ・ 原則 4（エンゲージメント）： 3 問 ・ 原則 5（議決権行使）： 3 問 ・ 原則 6（顧客・受益者への報告）： 1 問 ・ 原則 7（スチュワードシップ活動のための実力）： 1 問 |

* 運用・調査関係者 7名により構成

** 利益相反管理統括責任者 1名及び独立社外取締役 2名により構成